

国土交通省道路局は、同省の生産性革命プロジェクトの一環として、「ETC2.0車両運行管理支援サービス」を本格導入し、道路新産業開発機構を配信事業者として8月30日から、データ配信を開始した。

ETC2.0を搭載した特定車両の走行位置や急ブレーキなどのデータ(特定プローブデータ)を活用し、トラックなど



国交省
ETC2.0車両
運行管理支援サービス

の運行管理の効率化を推進する支援サービスとして、本格導入した。同支援サービスの仕組みは、まず国交省が登録車両の特定プローブデータを抽出して配信事業者へ提供。これを受けて配信事業者はデータの仕分けを行い、運行管理支援サービスを行う事業者に対して、インターネットにより有料でデータを配信する。

本格的に導入
データ配信開始

サービス事業者はこのデータを利用し、契約した物流事業者など運行管理を行う事業者が、自らデータ配信を受けて利用することも可能。配信料金は1台当たり月額150円。配信対象車両の登録料金は1台当たり500円。

同支援サービスにより、トラック運送事業者などでは、リアルタイムな車両位置情報に基づき、より正確な到着時刻が予測可能になり、荷待ち時間の短縮・解消などに活用できる。また、走行経路情報などを蓄積し

分析することにより、最適な運行計画の策定に活用できる。

一方、登録車両の急減速箇所や走行速度などに関するデータにより、運転者ごとの運転特性を把握・分析し、安全運転教育に活用できる。また、危険箇所を抽出してヒヤリハットマップを作成し、危険回避などに役立てることも可能になる。

▽問い合わせ先 道路新産業開発機構 ITS・新道路創生本部「ETC2.0特定プローブデータ配信サービス」事務局 (0120-552-907/フリーダイヤル) ※詳細は同機構ホームページを参照。

点描
運輸

日本パレットレンタル(JPR)は今年4月から、パレット伝票の受け払いを電子化する、モバイル端末用アプリケーションの提供を行っている。紙伝票による保管・管理・照合作業の負荷軽減が狙いだ。さらに9月に、流通業界における商品伝票などの電子化と、企業間での電子データの活用を推進するため、新会社を設立した。

JPR
パレット伝票の電子化推進

JPRは1990年代から、レンタルパレットの共同回収を実施している。その仕組みは、ユーザーがパレットの出荷枚数や出荷先を、複写式の紙のパレット伝票に記入して製品と一緒に共同回収店へ送る。入荷側の店は受け払い時に、パレットの入荷枚数を確認して伝票に受領印を押し、控えの一枚を保存し、控えの一枚を郵送などで届け、JPRがこの情報をもとにパレットの回収を行うというものだ。

同社はその運用を効率化するため、2002(平成14)年にWEB上でパレットの移動(出入荷枚数)を管理する「e-pal」(イーパル)を構築した。

だが「e-pal」の利用は、メーカーの工場・物流センター間などグループ内が中心で、共同回収店との相互利用は進まず、入荷側では依然として、紙の伝票による受け払い管理が主流だ。

このため、メーカーは出荷時に「e-pal」への登録を行うと同時に、紙の伝票も作成するという、二重運用になっている。

一方、共同回収は

モバイル端末用アプリを提供
QRコードで照合し受け払い

という膨大な数の紙の伝票が運用され、その発行・管理・保管に伴う費用が、出荷側・入荷側およびJPRの3者に発生した。

しかも、紙の伝票による受け払いでは、しばしば枚数に不一致が生じるため、出荷側、入荷側ともに調査を実施し確認作業を行う。調査の対象となる伝票枚数は年間6万枚に上り、大きな業務負担となっている。

照合作業の負荷軽減

JPRはこれを解消するため、紙の伝票の代わりに、モバイル端末用のアプリケーションを利用して受け払いを行う仕組みを構築した。

出荷時に携帯端末の画面で、パレットの種類・枚数・出荷先などを登録する。この時、データ連携によって「e-pal」への登録が行われるため、入力作業を省ける。

登録が完了すると電子伝票が作成され、モバイルプリンターから伝票の内容が書き込まれたQRコード付きのレシートが発行される。ドライバーは紙の伝票の代わりに、このレシートを持っていく。入荷側は受け払い時にレシートのQRコードをスマートフォンで読み取り、枚数が合っていれば、スマホの操作で入荷登録を行う。

作業完了と同時に現場で「e-pal」への入力が行われるため、入力漏れなどのミスが起りにくい。膨大な紙の伝票が不要になり、照合作業などの負荷が軽減される。

JPRは4月から、このアプリを無料で提供している。

さらに同社は9月に、このサービスの技術を活用し、パレット伝票だけでなく流通業界全体で商品伝票などの電子化を推進するため、新会社「TSUNAGUTE」(つなぐて)を設立した。物流データの高度活用に取り組み企業・団体と連携して、活動を進める考えだ。

(ジャーナリスト 巴 未希)

産省
環境省
家電リサイクル法
引越事業者向け説明会

経済産業省環境省は、10月と平成31年1月に全国で計11回、引越事業者を対象にした「家電リサイクル法等に関する説明会」を開催する。

引越事業者が、同法上の義務違反により勧告を受ける事象が発生したことを踏まえ、開催するも参加対象は、引越事業者本社・支店の担当責任者。

関東地域では10月に計4回開催(定員になり次第、受付の通り)。

▽申し込み・問い合わせ先 東ト協事業振興部

全日本トラック協会は、東京都トラック協会の共催により、平成30年度事故防止セミナーとして「ドライブレコダ(DR)実践セミナー」を開催する。受講費は無料。講師は東京海上日動リスクコンサルティングの担当。受講対象は、原則として申し込み・問い合わせ先 東ト協運行管理部(03-3359-3618、FAX03-3359-4983)。

全日本トラック協会は、東京都トラック協会との共催により、平成30年度事故防止セミナーとして「ドライブレコダ(DR)実践セミナー」を開催する。受講費は無料。講師は東京海上日動リスクコンサルティングの担当。受講対象は、原則として申し込み・問い合わせ先 東ト協運行管理部(03-3359-3618、FAX03-3359-4983)。

事故防止へ
DR実践セミナー

10月19日午後2時～5時/東ト協総合会館7階会議室/100人

11月2日午後2時～5時/東京海上日動火災保険西東京支店2階会議室/100人

申し込み・問い合わせ先 東ト協運行管理部(03-3359-3618、FAX03-3359-4983)

WebKIT
運賃指数

「西日本豪雨」被害により、引き続き山陽線貨物列車が運休となっていることに伴い、トラックなどによる代替輸送需要の増加が影響しているものとみられる。

こうした代替輸送の影響で、8月の荷物情報(求車)登録件数は17万1179件で、同39.5%の大幅な増加となった。成約率は11.8%で、同2.8%低下した。

今年度第1回 運管試験正答
8月26日実施 貨物

問1	問2	問3	問4	問5	問6
4	A:3,B:4 C:7,D:1	2,3	1,3	1,2	4
問7	問8	問9	問10	問11	問12
4	2,3	2	1,4	A:1,B:1 C:2	1,3
問13	問14	問15	問16	問17	問18
2	1,3	2	1,2	A:1,B:2 C:1	2,4
問19	問20	問21	問22	問23	問24
3	A:5,B:8 C:1,D:4	2	ウ	2	適2,3 不適1,4
問25	問26	問27	問28	問29	問30
3.4	適1,2 不適3,4	適2,3,4 不適1	適2,3,4 不適1	A:1 B:1 C:1 D:1	2

平成30年度第1回運行管理者(貨物)試験が8月26日、全国一斉に行われ、東京会場では2か所合計で3059人(受験率88.2%)が受験した。25日午前9時(予定)から、運行管理者試験センターのホームページで、(試験問題は4.5面掲載、正答は左表)。

矢崎の
デジタコ・ドラレコ
バックカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

平成30年度 **運行管理者**
第1回 **試験問題**

8月26日実施 **貨物**

問題は、1ページから30ページまでの30問です。
 答えを記入する際は、各問題の設問の指示に従い解答して下さい。
 なお、解答にあたっては、各問及び各選択肢に記載された事項以外を、考慮しないものとして下さい。
 また、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の解答を求めた問題で一部不正解のものは、正解とします。

※問題文は原文のまま掲載しています。 正答は3面に掲載

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業計画の変更に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更を行うときは、運輸支庁の大臣に届け出なければならない。
2. 事業者は、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を、事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、運輸支庁の大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、「事業用自動車の種類及び運転の補助に従事する従業員の状態又は運転のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問2 貨物自動車運送事業法に定める運行管理者等の義務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、**A**による業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、**B**を行わなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を**C**ししなければならない。
4. 運行管理者がその業務として行う**D**に従わなければならない。

1. 指導	2. 考慮	3. 誠実	4. 権限
5. 適切	6. 地位	7. 尊重	8. 勧告

問3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業者の運行管理者の行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 登録簿にない業務を行うことにより必要員数以上の事業用自動車の運転者を常時確保しておくこと。
2. 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、業務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
3. 法令の規定により、死者又は負傷者(法令に掲げる傷害を受けた者)が生じた事故を引き起こす者等特定運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させ、その結果に基づいて業務員に就任させることができるように、体質に必要な施設を整備し、及び従業員に睡眠を与える必要がある場合には睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 業務前点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行われなければならない。
2. 業務終了後の点呼を行うときは、道路運送車両法第47条の第1項及び第2項の規定による点検(点検目的の実施又はその確認)について報告を求め、及び確認を行うことである。
3. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行わずに総回数の3分の1以上を省略することができる。
4. 運転者が所属する営業所において、アルコール検知器により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、当該営業所に備えられたアルコール検知器を使用して行わなければならないが、当該アルコール検知器が故障等により使用できない場合は、当該アルコール検知器と同等の機能を有したものを備え、当該営業所に備えられたものでなくてもこれを使用して確認することができる。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき国土交通大臣への報告を要するものとして、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者が運転操作を誤り、当該事業用自動車が道路の側溝に衝突した後、運転席側を下りて横断した状態で道路上に停車した。この事故で、当該運転者が10日間の医師の治療を要する傷害を負った。
2. 事業用自動車が雨天時に縦り下り坂の道路を走行中、前を走行していた自動車が高速度超過によりカーブを曲がられずにガードレールに衝突する事故を起こした。そこに当該事業用自動車も追突し、さらに後続の自動車も次々と衝突する事故となり、9台の自動車が発生した。
3. 事業用自動車から折衝の事故。原簿付自転車と接触し、当該原簿付自転車から30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
4. 事業用自動車も、高速度自動車国道法で定める高速度自動車国道を走行中に事故発生した。この事故で、乗用車の乗員が死亡した。当該乗用車に追突した。そこに当該事業用自動車の後続車5台が次々と衝突する多発事故となった。この事故で、当該高速度自動車国道が2時間以上閉鎖された。

問6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労防止に関する貨物自動車運送事業法第44条の2の規定に基づき、

1. 事業者は、事業計画に従って業務を行うに必要員数以上の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時確保しなくてはならないが、この場合、選任する運転者は、日雇い入れられる者、3か月以内の期間を定め使用される者又は試用期間のうち(14日を超えて引き続き使用されるに至らないものを除く。)であるならない。
2. 運転者がその運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運送事業者等の改善のための基準」(労働者告示)の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者において乗務する場合における休息期間を除く。)は、16時間を超えてはならない。
3. 事業者は、乗務員の身体に保つべき健康上の程度が、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの限度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15グラム以下であることを事業用自動車に要求させてもよい。

4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行経路であって起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものとして、所定の事項について事業用自動車に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問7 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の運転者(以下「運転者」という。)が遵守しなければならない事項として、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 運転者は、業務を開始しようとするとき、業務前及び業務後の点呼のいずれも前で行うことができ、業務の途中及び業務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業に関する事項について報告を要する。
2. 法令の定めにより運行指示書を作成を要する運行の途中において、運行の経路及び主たる経過地点における発着及び到着の時刻に変更が生じた場合には、運転者は携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
3. 運転者は、業務用自動車に乗務したときは、(業務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別する表示)を、①業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主たる経過地点及び乗務した距離等所定の事項を「業務者の記録」(法令に規定する運行記録簿に記載する場合は除く。)に記載すること。
4. 運転者は、業務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し当該乗務に係る事業用自動車の運行状況について通告を行うこと。この場合において、交替する運行状況は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。

問8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る法令に基づき作成した運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。
2. 事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、報告を受け、及び指示を受けたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行の終了の日から1年間保存しなければならない。
4. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その発生の発日等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行管理する営業所において2年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法に定める自動車登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 登録簿の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、自動車検査簿を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標を付して国土交通大臣の設置を受けた番号ならない。
2. 自動車登録番号標及び封印に記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることにより行われなければならない。
3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大径さ及び構造並びに原動機の種類及び排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣の行う自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の検査は、新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査及びび備検査の5種類である。
2. 自動車検査簿の有効期間の起算日については、自動車検査簿の有効期間が満了する日の前1か月(離任に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。)から当該期間が満了する日までの間に継続されている当該自動車検査簿の有効期間を記入する場合は、当該自動車検査簿の有効期間が満了する日の翌日とする。

3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査簿を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に提出しなければならないが、運行の用に供してはならない。

4. 初めて自動車検査簿を取得する自動車と重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査簿の有効期間は2年である。

問11 道路運送車両法に定める自動車の整備命令等についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～5)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 地方整備局長は、自動車がある状態に適合しなくなると認められる状態と適合しない状態にあるとき(即ち法第54条の2第1項に規定するものを除く。)は、当該自動車の**A**に対し、保安基準に適合しないおそれがあるとするとき、Aは、又は保安基準に適合するために必要な整備を行うべきことを**B**することができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の**A**に対し、当該自動車の保安基準に適合するに至るまでの間を待たずに、当該自動車の使用の方法又は**C**その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

1. 使用者
2. 所有者
3. 1. 命ずる
4. 1. 命ずる
5. 1. 使用の制限
2. 経路の制限

問12 道路運送車両法の保安基準及びその細目を用いる告示についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 火災警報(省令に掲げる数量以下のもを除く。)を運送する自動車、指針式速度計(自動車速度計(自動車速度計及び速度計)を運送する自動車)及び危険物の積積に関する省令に掲げる積積上の危険物を運送する自動車は、消火器を備えなければならない。(被牽引自動車を除く。)
2. 自動車に備えなければならない検査票は、取付部分近隣の自動車の故障より突出して、当該自動車に備えなければならない。
3. 自動車の後面には、夜間(その後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光測定照射位置から確認できる赤色の後面反射鏡を備えなければならない。)
4. 自動車は、告示で定める方法により備えられた場合において、長さ(セドレリアー)にあつては、連結装置中心から当該セドレリアーの後端までの水平距離12メートル、高さ2.5メートル、高さ4.1メートルを超えてはならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める車両通行帯等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の右側端から数えて1号の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定されたものを除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっていないときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政

令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

2. 一般乗用客自動車運送事業者による道路指定運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)の優先通行帯であることが道路標識等によって表示されている車両通行帯が設けられた道路においては、当該自動車(以下「路線バス等」という。)は、路線バス等が後方から接近した場合には当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出るべきでないこととなるときであっても、路線バス等が前方に接近して行くまでの間は、当該道路を通行することができる。

3. 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車は道路を通行するときは、道路を通行しなければならない。ただし、追越をするときは、法令の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るときは、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

4. 車両は、道路の中央から左側の幅員が3メートル未満な道路の部分において、追越をしようとするときは、道路の中央から右側の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に行つてはならない。道路標識等により追越のために通行するときは、道路の中央から右の部分にその全部又は一部は出で通行することができる。

問14 道路交通法に定める追越(等)についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 車両は、トンネル内の車両通行帯が設けられている道路の部分(道路標識等により追越が禁止されているものを除く。)においては、他の車両を追い越してはならない。
2. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越そうとする車両(以下「前車」という。)の右側を通行しなければならない。ただし、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、前車を追越してはならない。
3. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するために、停止し、又は停止しようとするときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に車両は、又はその前方を横切してはならない。
4. 車両は、道路を又またはその前方への変更した後の道路と同一の道路を後方から進行する車両の速度又は方向を急に変更させようとするときは、追越をしようとするときは、速やかに道路を変更しなければならない。

問15 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまわりから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するために一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路に3メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の空地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、切符の端から後方からそれ前後に10メートル以内の範囲内に他の運行者(乗客)を乗せようとするとき、警察官の命令により、又は危険を防止するために一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 交通整理が行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする道路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては、当該交差点に停止しようとして、交差点を通行する車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入らなければならない。

問16 道路交通法に定める運送者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者等は、法令の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)に掲げる行為を行うときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する都府県公安委員会に、当該自動車の使用に関する必要な情報と併せて報告を要する。
2. 自動車を運送する場合においては、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を保持し、又は送信及び受信のいずれもを行うことのできる装置)を運転中に使用(携帯電話の教習等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ないものを除く。)のために使用してはならない。
3. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず運行管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるときは、転落し、又は飛散した物を除去しなければならない。

1. 自動車の使用者等は、法令の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)に掲げる行為を行うときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する都府県公安委員会に、当該自動車の使用に関する必要な情報と併せて報告を要する。
2. 自動車を運送する場合においては、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を保持し、又は送信及び受信のいずれもを行うことのできる装置)を運転中に使用(携帯電話の教習等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ないものを除く。)のために使用してはならない。
3. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず運行管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるときは、転落し、又は飛散した物を除去しなければならない。
2. 前方の運転者(大型乗用車と乗用車と同じ距離に見た場合、それ以外の境界や見え方が異なり、大型車の場合には運転者が高いため、車間距離をつつてもよく危険に感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。)の夜間等の運転において、「見えない時間帯に自車の存在を知らせるための前面の赤外線照射装置(赤外線照射装置として走行用前照灯(ハイビーム)の横断的な活用、②他の道路利用者をばっ感させないよう適切な速い用前照灯(ロービーム)の切り替えの活用)を、運転者に対し指導する必要がある。」

4. 衝突被害軽減ブレーキについては、同装置が正常に作動しているとき、走行時の制動の程度については障害物を正しく認識できないこと、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対し、当該装置を適正に、細心の注意を払って運転することによる指導を要する。

問28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に不適な者は運転者として選任しないようにするためのものとあり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. ドラッグプレッシャーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドルの操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. 平成28年中の自動車乗用車死者の状況とみると、シートベルト非着用時の致死率は、着用時の致死率の10倍以上となっている。他方、自動車乗用車死者のシートベルト非着用時の割合は、全体の約40%を占めていることから、シートベルトの確実な着用は死亡事故防止の有効な手段となっている。
4. 交通事故の多くは、見かけ上運転者の運転ミスや交通違反等の人的要因によって発生しているが、その背景には、運転操作を誤つたり、交通違反をさせざるを得なかったりすることに繋がる背景要因が潜んでいることが少なくない。したがって、事業用自動車による事故防止を総合的に推進するためには、事故の発生原因を進行管理その他の要因を体系的に調査・分析することの重要である。

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低くすることはならないとあり、その向上を図うことができる。
2. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものほかは、3年(法第14条(契約期間))の第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年)を超える期間について締結してはならない。
3. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。
4. 法第106条に基づき使用者は、この法律及びこれに基づく命令の規定に基づき労働者の身体・労働能力の維持・向上を図るため、必要となる場合において、労働者の健康を維持し、又は健康を回復させることその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

1. 常時10人以上の労働者を雇用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等法令に定める事項については就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
2. 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃

金支払額を超える範囲の10分1をを超えてはならない。

3. 使用者は、就業規則の作成又は変更については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者を協議し、その内容について同意を得なければならない。

4. 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約と相反してはならない。また、行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

問20 「自動車運送事業者の労働時間等の改善のための基準」及び「労働者(以下「改善基準」という。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業者以外の事業者(以下「普通自動車運送事業者」という。)の労働時間等に関する事項について」という(以下「特別通知」という。)等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、**A**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度(最大拘束時間)は、**B**を超えないものとする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える場合は、1週間について2回以上行うこととする。
- (2) 労働者の必要と、勤務の終了後継続8時間以上での休息時間を与えることが困難な場合には、相当の期間、一定期間における全勤務時間の2分の1を上限として、休息時間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過途中で分割して与えることができるものとする。この場合において、「割増」を超過する期間を1日において1回以上継続**C**以上、合計**D**以上としなければならないものとする。

1.	4時間	2. 5時間	3. 8時間	4. 10時間
5.	13時間	6. 14時間	7. 15時間	8. 16時間

問22 下表の1～3は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運送事業者(隔日勤務を除く普通勤務以外のもの)の1年間に亘る各月の拘束時間の例を示したものである。下表の欄A、B、Cは、65歳以上の高齢者に対する拘束時間の例を示したものである。この場合、当該事業場の労働時間等の改善のための基準「自動車運送事業者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労務協定」があるものとする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Aを除く1ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	261	263	A	302	270	278	289	294	296	297	272	292	3177
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Bを除く1ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	288	293	310	300	B	287	294	293	283	269	292		3222
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Cを除く1ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	276	299	304	300	293	272	283	C	268	285	288	298	3206

(総計) 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日 31日 週の合計時間

第1週	各日の運転時間 各日の拘束時間	1日 6	2日 7	3日 5	4日 7	5日 9	6日 8	7日 6	休日 -	週の合計時間 42
第2週	各日の運転時間 各日の拘束時間	8	9	10	11	12	13	14	休日 6	週の合計時間 46
第3週	各日の運転時間 各日の拘束時間	4	5	4	9	10	9	10	休日 -	週の合計時間 41
第4週	各日の運転時間 各日の拘束時間	22	23	24	25	26	27	28	休日 6	週の合計時間 41
第5週	各日の運転時間 各日の拘束時間	9	8	9	4	5	6	4	休日 -	週の合計時間 77

1. 1日目の最大拘束時間
2. 当該5週間のすべての日を特定した日と2日を平均した1日当たりの運転時間
3. 2週間を平均した1週間当たりの運転時間
4. 2週間における法定休日労働を合計する回数

※ 問22、23の下表は、右側に掲載のもの

(注1) 7日、14日、21日及び28日は法定休日とする。
 (注2) 法定休日労働に係る2週間の拘束時間は1日とする。
 (注3) 各労働者の拘束時間は午前8時とする。

問27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 四輪車を運送する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づくことが、②二輪車は速度が実際より感じたり、距離が近くに見えるたたり特性がある。したがって、運転者に対してこのような注意をよび指導する必要がある。
2. 前方の運転者(大型乗用車と乗用車と同じ距離に見た場合、それ以外の境界や見え方が異なり、大型車の場合には運転者が高いため、車間距離をつつてもよく危険に感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。)の夜間等の運転において、「見えない時間帯に自車の存在を知らせるための前面の赤外線照射装置(赤外線照射装置として走行用前照灯(ハイビーム)の横断的な活用、②他の道路利用者をばっ感させないよう適切な速い用前照灯(ロービーム)の切り替えの活用)を、運転者に対し指導する必要がある。」
4. 衝突被害軽減ブレーキについては、同装置が正常に作動しているとき、走行時の制動の程度については障害物を正しく認識できないこと、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対し、当該装置を適正に、細心の注意を払って運転することによる指導を要する。

問28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外を考慮しないものとする。

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に不適な者は運転者として選任しないようにするためのものとあり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. ドラッグプレッシャーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドルの操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. 平成28年中の自動車乗用車死者の状況とみると、シートベルト非着用時の致死率は、着用時の致死率の10倍以上となっている。他方、自動車乗用車死者のシートベルト非着用時の割合は、全体の約40%を占めていることから、シートベルトの確実な着用は死亡事故防止の有効な手段となっている。
4. 交通事故の多くは、見かけ



東京都と中央・港区合同 防災訓練に参加

東ト協

東京都トラック協会は9月2日、平成30年度「東京都・中央区・港区合同総合防災訓練」に参加し、救援物資の緊急輸送訓練などを実施した。

訓練は、東京湾北部を震源とする強い地震が発生し、都心部で大きな被害が生じたとの想定で実施。東ト協からは中央・港各支部の4トトラック計14台と協会車3台が出動し、人員33人を動員して訓練に参加した。

訓練では都の要請を受け、東ト協の輸送隊が大田区の大森警察署で、緊急通行車両証の発行手続きを行い、城南大橋第二備蓄倉庫(都救助物資備蓄倉庫)から、中央区の築地カルバート(首都高速道路建設予定地の地下空間)に設置された物資集積所へ救援物資を緊急輸送。

九都県市合同訓練にも参加

トラック事故速報 死亡事故

問い合わせ先：東京都トラック協会 運行管理部 ☎03-3359-3618

◎交差点右左折時は、横断歩道手前で必ず一時停止し、周囲の状況及び安全確認を徹底すること!!

日時	8月17日(金) 10時25分頃発生(晴天)
場所	稲城市内(尾根幹線)
当事者	事業用大型貨物車(男性50歳代)×自転車(女性77歳代) <small>年齢は過失の軽重を示すものではありません</small>
状況	
概要	事業用大型貨物車が、信号のある交差点を左折する際、横断歩道を横断していた自転車と衝突したものの。

◎交差点右折時は、前方を含めて、周囲の状況及び安全確認を徹底すること!!

日時	8月21日(火) 6時40分頃発生(曇り)
場所	大田区内(環八通り)
当事者	事業用大型貨物車(男性50歳代)×自動二輪車(男性50歳代) <small>年齢は過失の軽重を示すものではありません</small>
状況	
概要	事業用大型貨物車が、信号のある交差点を右折する際、対向車線を直進していた自動二輪車と衝突したものの。

港各支部の要請により、同日はまた、中央・港各支部の2トトラック計8台が出動し、築地カルバートの物資集積所へ救援物資を緊急輸送した。

同日は、緊急輸送システム検討委員長の岸澤武春副会長や、中央支部の吉田浩一支部長らが視察。訓練後、岸澤副会長が講評を行い、「実際の震災時には訓練とは異なる状況が想定されるが、そうした事態にも対応する必要がある」と訓示した。

あわせて同日は、九都県市合同防災訓練にも都ラック計8台が出動し、26日に多摩広域防災倉庫から、さいたま市・神奈川県各訓練会場に救援物資を緊急輸送したの続き、同日(9月2日)は城南大橋第二備蓄倉庫から、横浜市・相模原市各訓練会場への緊急輸送を行った。



講評を行う岸澤副会長

引き続きを行い、多摩広域防災倉庫(広域輸送基地)から、同じく築地カルバートの物資集積所への緊急輸送を行った。

一方、築地カルバートの物資集積所には緊急輸送現地本部を設置し、輸送隊と通信連絡を行い、物資の円滑な受け入れに対応する訓練を実施。また、都の協定給油所で緊急輸送車両に給油するまでの手続きを確認する訓練を行った。

同日は、緊急輸送システム検討委員長の岸澤武春副会長や、中央支部の吉田浩一支部長らが視察。訓練後、岸澤副会長が講評を行い、「実際の震災時には訓練とは異なる状況が想定されるが、そうした事態にも対応する必要がある」と訓示した。



燃料給油訓練(緊急輸送車に給油するまでの手続きを確認)



救援物資輸送訓練(築地カルバートの物資集積所へ緊急輸送し、物資を搬入)



燃料給油訓練(緊急輸送車に給油するまでの手続きを確認)

築地集積所へ緊急輸送 4トトラック14台出動

「運ぶ」を支える!

無料ロードサービスを開始

◆ 無料ロードサービスの適用内容 ◆
従来の有料のロードサービスに加え、自動車共済4種目(対人・搭乗者・対物・車両)すべてにご契約の車両を対象として「イザ・コール」経由でのご利用に限り、下記が無料になります。

- ① 事故・故障時のレッカー作業(脱輪・横転・落車含む)
- ② タイヤパンク時のタイヤ交換作業

《ご注意点》
・①、②とも上限各20万円(消費税込)となります。
無料ロードサービスの対象外の費用および20万円を超える部分は、実費負担となります。
・天候の影響など入電混雑時には手配に時間を要したり、手配できない場合があります。
詳しくは関交協HP『無料ロードサービス サービス利用規約』をご確認ください。
※「イザ・コール」はJHRネットワークサービス㈱が提供するロードサービスのコールセンターです。

Bright future for every child

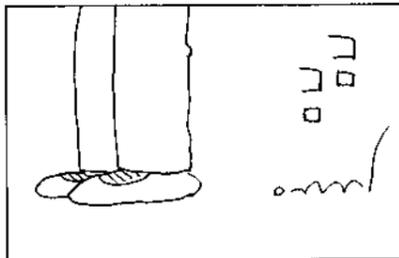
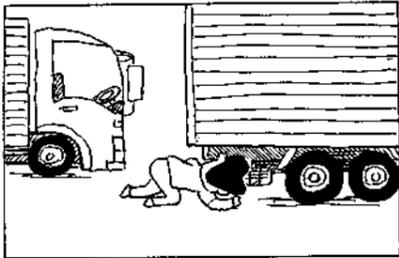
明日へ! 未来を守る

大切なものを大切に運ぶために、
万が一の安心補償と安全推進サポートで
子どもたちの未来を守ります。

アクセル君

No.847

芝罘☆友衛



東京五輪 交通対策テーマに

その実現には、物流分野では交通行動の変

【江戸川支部】
◆株式会社エヌトラ
ス 荒川区東日暮里5の
10の13▽03・3801
・4001▽一般貨物運
送(普通車3台、けん引
車1台、被けん引車1台)

◆株式会社日祥物流
江 戸 川 区 臨 海 町 3 の 6 の
2▽03・6663・6
077▽一般貨物運送
(小型車8台) 利用運送

◆株式会社グリーン
テ ー ジ 江 戸 川 営 業 所 江
戸 川 区 大 杉 5 の 6 の 21
グ レ イ ス T102▽03・
5661・8707▽一
般貨物運送(小型車6台)



水野 委員長



青柳委員長代理

東京都トラック協会総務委員会(委員長・水野功副会長)は9月3日、東ト総合会館で平成30年度第2回委員会を開催し、浅井隆会長と各支部長をはじめ、支部役員との意見交換について報告するとともに、支部助成金の交付拡充に関して審議・承認した。

役員改選に伴い、委員長には水野副会長、委員

長代理には青柳保之副委員長が就任。冒頭、水野委員長があいさつし「風通しの良い、スピードい

な組織運営に努めていきたい」と述べた。

同日はまず、今後2年間の委員委嘱に続き、副委員長に高取言彦(深川支部長・鈴木隆志(港支部長)各氏を選任した。

この後、浅井会長による各支部長・副支部長な

ら、今年度創設の支部補助金について、支部運

営に「使いやすいようにしてほしい」との意見が多

く出された。また、「ば

らまきではないか」との指摘もあった。



東ト協 総務委員会

支部の運営費助成を拡充 活用しやすい交付措置に

どとの意見交換の内容について報告。

浅井会長は就任に際し、「会員のための協会」

を指す方針を掲げたが、この方針に基づき、8月

上旬にかけて意見交換を行ったもので、今年度創

設の支部補助金(1支部100万円)の使い方は

はじめ、協会運営に関する様々な意見・要望が出

された(主な意見・要望は別掲)。

各支部の意見として、支部補助金について、より有効に活用できるよう

とから、その交付措置について説明した。

新たな支部補助金は、

さらに、同委員会に付

議する議案を事前に検討

するための機関として、

小委員会を設置して検討

することを承認した。

さらに、支部長会に関

して、開催を増やし本部

と支部の意思疎通を図る

よう要望する意見が出

された。このほか、「働き方

改革」対応に関する支

部合同の説明会開催、

車両5台未満事業者

の事業承継問題への

対応、駐車規制緩和への

取り組み、各支部の理事

数見直し、補助金関係窓

口の一歩化など、様々な

意見・要望が出された。

災害時の物流コーディネ

ト機能の充実など各支

部が行う緊急輸送システ

ム対策への助成として、

支部活動運営(支部活動

活性化対策)に対する、

交付金の運営対策費助成

を拡充する形で交付する。

これにより今年度の支

部運営対策費助成とし

て、従来からの60万円に、

緊急輸送システム対策に

係る助成の100万円を

加え、計160万円を交

付する。

このほか、各支部に対

しては引き続き、輸送相

談所運営費助成を行う。

また、

品川支部

東ト協品川支部(中山

品川区立品川学園グラウ

ンドで、トラックなどを

使った交通安全

全教室を開催

し、第7、9

学年の生徒と

保護者など約

400人が参

加した。

品川警察署

の指導と、品

川交通安全協

会の協力によ

り開催したも

の。

開催に当たり、中山支

部長と品川交通安全協会

の小野正彦会長があいさ

つ。中山支部長は「トラ

ック運送事業者の最大の

目標は、無事故・安全運

転。皆さんも安全で事故

に遭わない生活を送って

ほしい」と呼びかけた。

交通安全教室は、オフ

イスワイルドのプロスタ

ントマンが、実際に自転

車や乗用車、トラックを

使って事故を再現する、

スケアードストリート方

式で実施。

自転車の違反・危険行

為をはじめ、自転車と乗

用車との衝突シーンなど

を再現。事故時の激しい

衝撃や衝突音などを実体

験したほか、事故を起こ

した車両への乗車体験も

行い、事故の恐ろしさを

学んだ。

また、交差点における

トラックの左折時巻き込

み事故や、内輪差による

事故なども再現。運転者

とのアイコンタクトを取

るようにする方法について

説明した。

最後に、参加した生徒

の代表からお礼の言葉が

寄せられた。

協会日誌

【8月16日～31日】
18日 運行管理者試験事前講習会
20日 事務局部長会
21日 フェスタ支部担当
者会議▽東ト協ベスト
ドライブバーコンテスト
事業検討小委員会▽出
版物関係輸送懇談会▽
食糧専門部会表・粉委
員会
22日 指導監査▽東京都
・中央区・港区合同総
合防災訓練参加者説明
会▽九都府市合同防災
訓練参加者説明会(▽
23日)
23日 関東・甲信越重量

部会正副部会長会議
24日 関ト協青年部会総
務委員会・研修委員会
合同会議

日程ボード

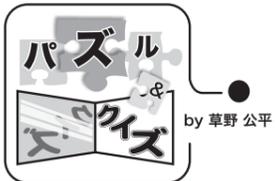
【9月16日～30日】
19日(水) 10時30分 鉄鋼
専門部会役員会(東ト
総合会館)▽13時 同
安全環境委員会(同)
21日(金) 16時 紙・パル
プ専門部会役員会(東
ト総合会館)
22日(土) 13時 トラッ
クフェスタ TOKY
O 2018 (代々木
公園、▽23日)
25日(火) 15時30分 рож
研正副部会長会議(東
ト総合会館)▽16時30
分 同本部連絡会(同)
26日(水) 東ト協街頭指導
活動「統一実施日」

新会員

◆株式会社エヌトラ
ス 荒川区東日暮里5の
10の13▽03・3801
・4001▽一般貨物運
送(普通車3台、けん引
車1台、被けん引車1台)

◆株式会社日祥物流
江 戸 川 区 臨 海 町 3 の 6 の
2▽03・6663・6
077▽一般貨物運送
(小型車8台) 利用運送

◆株式会社グリーン
テ ー ジ 江 戸 川 営 業 所 江
戸 川 区 大 杉 5 の 6 の 21
グ レ イ ス T102▽03・
5661・8707▽一
般貨物運送(小型車6台)



クロスワードパズル

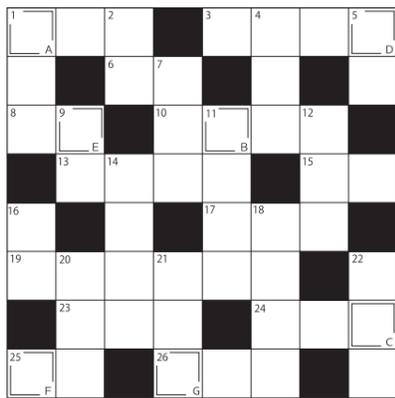
ヒントを読んで、マス目をうめてください。最後にA~Gの文字を順に読むと答えになります。

タテのキー

- ①ジャカルタで開催された〇〇〇大会で水泳女子の池江璃花子選手は6個の金メダルを獲得、MVPに輝いた
- ②計画を〇〇物語にはいけけない
- ④出発前に〇〇〇の空気圧や摩耗の点検を忘れずに
- ⑤京都と並ぶ日本の古都
- ⑦イネ科の多年草で別名が尾花、秋の野原でよく見かけます。
- ⑨名探偵が事件の〇〇を解く
- ⑪大相撲で平幕力士が横綱を倒し、獲得する星
- ⑫鬼が出入りするのを、避けたほうが良いとされる方向
- ⑭手相や易などで〇〇〇〇を占う
- ⑯進めの信号
- ⑰上手な字を書くこと
- ⑲まわり道すること
- ㉑鳥や飛行機に必須の飛ぶのに必要なもの
- ㉒松茸やシイタケなどの総称

ヨコのキー

- ①ひざから下を温泉にひたすこと
- ③食欲の秋、精力がつく〇〇〇料理でバリバリ仕事
- ⑥外科医がオベで使うナイフ
- ⑧恥ずかしくて、たまらない時に入りたい場所
- ⑩牛肉・野菜・豆腐・しらたきなどを煮ながら食べる料理
- ⑬拭き掃除に使う布
- ⑮料理用に使う牛や鳥の内臓
- ⑰〇〇〇を押すと機械が作動
- ⑲来客と面会する会社内の部屋
- ㉑馬など家畜の餌
- ㉒代表的な鍵盤楽器です
- ㉔出る〇〇は打たれる
- ㉖道路を左に曲がること



[解答]

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。

☆インターネットでのご応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>

☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先 〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係

●締め切り 9月末日(正解は10月10日号に掲載)

★8月10日号「詰めクロスワード」の正解は「ウチアゲハナビ」でした。

すでに前日、会員の一人があきらめてキャンセルしていた。塾の幹事のO君は、成田発の便が遅れて到着が夜になってしまい、自宅を出て12時間の旅となった。筆者の乗ったスカイマーク機は定刻に飛んだ。



文と写真= 写真家・石黒健治 <http://ishigurokenji.com>

翌11日、天候は朝から不安定で、時折り雨交じりの。辺野古の街から見下ろす埋め立て予定の海は、灰色にかすみ、反対派の拠点だったコンクリートの小屋のタテカンも、フェンスの金網を覆っていた無数の折り鶴なども跡形もなく取り残されて、むしろ静かな漁

風が強く吹きつける中、僕は辺野古へ向かった。空も青くないと、案内役のMさんが言う。彼女は真眼塾2期の会員で、今は沖縄在住の「ウチナンチュウ」だ。辺野古の街から見下ろす埋め立て予定の海は、灰色にかすみ、反対派の拠点だったコンクリートの小屋のタテカンも、フェンスの金網を覆っていた無数の折り鶴なども跡形もなく取り残されて、むしろ静かな漁

同じ頃、奥武山公園陸上競技場では、「辺野古に新基地を造らせないオール沖縄会議」主催の県民大会が開かれていた。翁長知事が辺野古の埋め立て承認の撤回を表明して亡くなった、その直後の大会だった。

6 オリンパスOM-DE-M1 Mark II M.zuiko Digital 12-100mm F4

写真を勉強する会の「真眼塾」の夏期合宿は、沖縄で行い、8月10日午後、現地ホテルに集合と決まっていた。それぞれの仕事や家庭の都合にあわせて、出発も滞在も自由とし、10日を挟む前後3日間を撮影合宿に当てる、という企画だった。ただ、台風13号が関東地方に接近して、テレビが続々欠航を伝えていた。塾長を務めている筆者は、9日昼過ぎ発の便を予約していた。飛行機は飛ぶのか飛ばないのか、欠航の情報がないことを頼りに、羽田空港へ向かった。

まさに風の合宿と乱れたが、台風よりも衝撃的だったのは、8日の(沖縄)県、翁長雄志知事の急逝だった。政治的なことはわからないが、(沖縄)の空気はきつと変わるはずだ、目に見えない何か、もう変わっているかもしれない、と思われた。参加者がそろったのは10日の夜だった。追いかけるように、台風14号が沖縄へ近づいていた。

村の風景に見えた。台風のせいで、漁船は陸に揚げられている。「海が青くない。空も青くない」と、Mさんはまた繰り返した。その声は凜としたアルトで、「ヤマトンチュウ」の僕たちに、青く輝く海と空を見せたい、そして何かを伝えたい!と、いちずな響きに満ちていた。僕の中に、あるフレーズの断片が反響した。「……私の生きるこの島は、何と美しい島だろう」

6 オリンパスOM-DE-M1 Mark II M.zuiko Digital 12-100mm F4

輝く青い海は 何処へいった 沖縄



辺野古の街の「イタリアンレストラン」 一見、美容室かと思われる外観だが、中には座敷席もある。ワンプレートのランチは1,000円~1,600円。メニューにはドルの表示もあり、レートは1ドル100円だった。

青く輝く海/岩に打ち寄せしぶきを上げて光る波... 今年6月23日、沖縄慰霊の日に詠まれた、平和の詩『生きる』の詩片だ。 「大切な今よ/かけがえない今よ/私の生きる、この今よ。詩は73年前の『私の愛する島が、死の島と化したあの日/...血に染まった海』を描き、「この青に囲まれた美しい故郷」摩文仁の丘の風に吹かれ、私の命が鳴っている」と続くのだ(浦添市立港川中学校3年生、14歳の相良倫子さんの詩より)。

ポケット



東京駅の代表的な待ち合わせスポットとしては、「銀の鈴」と「動輪の広場」がある。銀の鈴はかつて、東海道新幹線への乗り換え前に位置していたが、北陸新幹線の乗り入れで地下1階に移転した。

初代は、1968(昭和43)年に当時の助役が混雑緩和のため、巨大な銀色の神社鈴を置いたらどうかと提案し、銀色の折り紙で手作りしたものが設置された。

2代目は、1969(昭和44)年に鋳銅製ものに代わり、現在の4代目は2007(平成19)年の駅ナカ商業施設の開業に合わせて、東京藝術大学の宮田亮平学長のデザインで誕生した。

一方、3年前に丸の内南口に移転した「動輪の広場」は、当初1972(昭和47)年に丸の内北口に誕生した。東海道本線を走った、C62形15号機の直径175センチある動輪がミニチュメント(写真)となっており、鉄道の歴史を刻む「銀の鈴」と並ぶ待ち合わせスポットとなった。

こちらは、広いスペースを確保しているため、修学旅行など団体の集合場所として使われることが多い。駅の移り変わりで待ち合わせ場所が移転することがあるので、古いサイトで調べた迷子にならないように。

大江戸

フォト散歩

第71回

まちかど写真家 筑峯 総太

駅の待ち合わせ

東京駅の代表的な待ち合わせスポットとしては、「銀の鈴」と「動輪の広場」がある。銀の鈴はかつて、東海道新幹線への乗り換え前に位置していたが、北陸新幹線の乗り入れで地下1階に移転した。

初代は、1968(昭和43)年に当時の助役が混雑緩和のため、巨大な銀色の神社鈴を置いたらどうかと提案し、銀色の折り紙で手作りしたものが設置された。

2代目は、1969(昭和44)年に鋳銅製ものに代わり、現在の4代目は2007(平成19)年の駅ナカ商業施設の開業に合わせて、東京藝術大学の宮田亮平学長のデザインで誕生した。

一方、3年前に丸の内南口に移転した「動輪の広場」は、当初1972(昭和47)年に丸の内北口に誕生した。東海道本線を走った、C62形15号機の直径175センチある動輪がミニチュメント(写真)となっており、鉄道の歴史を刻む「銀の鈴」と並ぶ待ち合わせスポットとなった。

こちらは、広いスペースを確保しているため、修学旅行など団体の集合場所として使われることが多い。駅の移り変わりで待ち合わせ場所が移転することがあるので、古いサイトで調べた迷子にならないように。

三丁目

今年になって、著名な方々が相次いで亡くなった。漫画家の「さくらももこ」さんも、その一人である。53歳という若さ。今日ではいかにも若すぎる。子供向け漫画『ちびまる子ちゃん』の作者である◆現在、テレビでも人気を集めているのが、もう一つ「サザエさん」である。作者は長谷川町子さんで、彼女も比較的若くして世を去った。あたかも、平成時代と昭和時代を象徴するかのような違いのある二つの漫画であるが、それぞれが子供たちの人気を集めている◆今まさに平成時代が終わり、新元号の時代に移ろうとしている。わが国の総人口の8割強を戦後生まれが占め、昭和が遠くなりつつある。元号はわが国独自のものが、こうして時代を区切って特色をみるのも意味がある◆ちびまる子ちゃんとサザエさんを比べてみると、家庭や人物の描き方に差があり、少々極端な言い方になるが、平成と昭和の違いがある◆現在の問題は求人難の深刻化、高齢化や少子化の進行、科学発達の超速度、情報の高高度化など、昭和の時代を遙かに超えていく。これらをどう克服するかにある。